

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| 町           | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町         | 長 | 山 本 義 彦   |
| 総 務 部       | 長 | 園 山 純     |
| 福 祉 保 健 部   | 長 | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課       | 長 | 植 野 敏 彦   |
| 税 務 課       | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 福 祉 課       | 長 | 窪 地 満     |
| 子 育 て 支 援 室 | 長 | 寺 田 修 康   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 幹 | 濱 吉 計 守 |
| 主 事 | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 常任委員会委員の選任について

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

日程第5 諸般の報告

(1) 報告第1号 損害賠償額の決定について

(2) 報告第2号 損害賠償額の決定について

日程第6 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 8 発議第 5 号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成19年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第8に至るものでございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より11番、河野議員、12番、崎本議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第3、常任委員会委員の選任についてと、日程第4、議会運営委員会委員の選任については関連がありますので、一括議題といたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）7番、多田議員。

○7番（多田）常任委員会と議会運営委員会委員の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む7名を選任し、選考委員会において常任委員会・議会運営委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。また、選考委員の選任につきましては、議長に一任したいと思います。なお、常任委員会については、これまでのように各議員に希望をとっていただきたいと思います。

以上、動議を提出します。

○議長（原田）ただいま、多田議員より各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出しそこで選考されるよう、また、選考委員の選任につきましては議長に一任し、常任委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたします。よって、本動議を直ちに議題として採決を行います。お諮りいたします。

本動議のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員は正副議長並びに岡田議員、西田議員、渡辺議員、崎本議員、前田議員、以上7名を選考委員に決定いたします。

これより常任委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思えます。では、用紙を配付いたします。

（用紙配付、記入、回収）

○議長（原田）選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前9時11分 休憩

午前9時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので報告いたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に久留島議員、岡田議員、桑原議員、西山議員、宮坂議員と私で、以上6名でございます。

次に、福祉厚生委員会委員に三宅議員、多田議員、河野議員、前田議員、佐中議員、以上5名でございます。

建設産業委員会委員に西田議員、渡辺議員、崎本議員、住吉議員、以上4名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。

なお、議長は公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

続いて、委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に西田議員、多田議員、西山議員、河野議員、崎本議員、前田議員、佐中議員、以上7名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。

ただいま指名をした方を、議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。

総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で、正副委員長の互選を行い議長に報告をしてください。

なお、議会運営委員会については、各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い議長に報告をしてください。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時25分 休憩

午前9時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長に桑原議員、副委員長に久留島議員、福祉厚生委員会委員長に多田議員、副委員長に三宅議員、建設産業委員会委員長に崎本議員、副委員長に西田議員でございます。

続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会運営委員会委員長に前田議員、副委員長に西田議員と決定をいたしました。

以上で、日程第3と日程第4についての審議を終了いたします。

~~~~~○~~~~~


補てんされるものでございます。また、当事故に関しましてシルバー人材センターについては、安全運転について注意を行い、また運転手から始末書を提出させ、再発防止を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（宮坂）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○12番（崎本）今、停車中の車に接触したから、過失割合が10割と言われましたね。私もいろいろ調べてみて、いろいろな事故等にやってみますが、交差点や今の横断歩道の停車中の車にぶつけても10割ということは、相手車がおって、何ぼとまってあれしとつても10割ということは、私が今までやった、あれして認められない。相手がおらんかったら、あんたがとまっとらんかったら、事故にならへんじゃないかと、いうようなことが二、三私もあって、事故のあれに立ち会ったこともあります。10割ということは、私も現状というものを見るに多分あの事故じゃないかと思いますが、おった場合ですよ、ね、停車中じゃなくても、停車で、お互いがやったんじゃけん10割ということはないように。それ、警察が決められたか保険会社等が決められるか、そこをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）この過失割合につきましては保険会社と協議をした結果、こういう結果になっております。

○副議長（宮坂）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第2号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第2号、損害賠償額の決定について。平成14年10月8日、幸保育所の園庭で発生した事故について、控訴審判決が確定したことから、この事故に伴う医療費を国に対し支払うため、第三者行為に基づく損害賠償額と決定し、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野） それでは、報告第2号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。

債権者は国で、損額賠償額は41万5,651円でございます。専決処分年月日は平成19年3月26日でございます。今回の損害賠償は、幸保育所園児損害賠償請求事件の原告が負傷した際に健康保険による保険給付を受けていたものが、控訴審の判決により、第三者の不法行為による負傷として健康保険対象外になったために発生したものでございます。

この幸保育所園児の損害賠償請求事件についてご説明いたします。お手元にお配りしております資料1の「幸保育所園児損害賠償請求事件の概要」によりご説明いたします。1ページの災害の状況でございますが、本事件は平成14年10月8日午前10時10分ごろに幸保育所園庭におきまして、当時4歳の園児が園庭内の穴に落ちて骨折したものでございます。被災した園児名及び保護者の状況は、資料にあるとおりでございます。災害時の保育の状況でございますが、園児97名が園庭でいろいろな遊びをして遊んでおりました。保育士は6名で子どもたちの保育に当たっておりました。発生時の職員の位置、障害物の状況につきましては2ページをご覧ください。被災園児が保育士の方に向かって歩いていたところ、幼児用の車を押した別の2歳児と接触し、園庭にあった直径約50センチ深さ約15センチの穴に落ちて動けない状態となったものでございます。動かすと痛がるということですのですぐに救急車を呼び、檜垣外科を經由し、済生会広島病院において右脛骨骨幹部骨折で全治3カ月と診断され、入院されたものでございます。以上が災害発生時の状況でございます。

次に、園児が負傷した穴の状況でございますが、先ほど説明しましたように直径が約50センチ深さが約15センチの丸い穴でございます。当時、園庭には3つの穴があり、その1つでございます。これらの穴は同年の9月28日に行った運動会での障害物競走用につくったもので、運動会終了後も土に親しむをテーマにした保育計画に基づき、魚釣りごっこ、おふろごっこ、ボール入れなどの遊びの場として使用されていたものでございます。なお、この穴は事故発生後すぐに埋め戻しております。

続きまして、3ページの損害賠償請求の経過でございますが、平成15年9月17日に広島簡易裁判所に、骨折による後遺障害が残ったということで民事調停の申し立てがされましたが、2回開かれた調停も後遺障害がないということで不調に終わっております。

それから2年後の平成17年10月6日に、広島地方裁判所に損害賠償請求の訴えが提起されました。地方裁判所では7回の審理を重ねた後、平成18年9月7日に原告の請求を棄却する判決が下されましたが、同月20日に広島高等裁判所に控訴がされました。控訴審では4回の審理を経た後、平成19年3月15日に、本事故は控訴人が他の園児らとともに屋外遊戯場で遊んでいるときに発生し、保育所の屋外遊戯場その本来の用法に従って使用していた過程で発生したことに照らして、本件穴が存在する幸保育所の屋外遊戯場には設置管理の瑕疵があったと認めるのが相当であるとして、国家賠償法第2条第1項の損害賠償責任を適用し、入院通院に関する慰謝料等の損害賠償を認めた判決でしたが、後遺障害による逸失利益は認めませんでした。この判決による損害賠償額の内容は入通院慰謝料等134万2,518円、平成14年10月9日からの遅延利子分30万135円及び訴訟費用の4分の1に当たる1万7,250円でございます。この損害賠償額の決定につきましては、判決の言い渡しとして、本案の議決事件からは除外されております。

町としましては、判決内容を検討した結果、最高裁に上告した場合、裁判の長期化や勝訴する見込みが不確定であることから上告せず、控訴審の判決を受け入れることに決したものでございます。このため、先ほどもご説明しましたとおり、幸保育所園児損害賠償請求事件の原告が負傷した際に健康保険による保険給付を受けていたものが、控訴審の判決により本町の負担となったため、国の機関である広島東社会保険事務所が給付した平成14年10月から平成15年4月までの医療費の額を賠償額と決定し、専決処分させていただきました。

なお、相手側に支払われる賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額補てんされるものでございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（宮坂）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中さん。

○15番（佐中）15番、佐中です。1つは、後遺症という表現がなされて134万。骨折をしただけで後遺症が出る。複雑骨折かどうかよくわかりませんが、ちょっと常識では考えられないというように思うんですが。執行部から見て不満があっても、今の裁判でそういう判決が出たからそれに従うと、上告しないという判断のもとなんですが、私はどうも134万も払わないかんのかなという疑問を持って仕方がないんですが、その辺執行部から見てやむを得んというように考えているんですか。どうですか、お尋ねします。

○副議長（宮坂）総務部長。

○総務部長（園山）この件につきましての後遺障害につきましては、認めておりません。

これは入院と通院に係る慰謝料として、百三十幾らのものを認めたものでございます。

後遺症は争いの中にございましたけれども、裁判所の方も認めてはおりません。

○副議長（宮坂）佐中さん。

○15番（佐中）先ほど課長がそう言われたから、そういう判断をしたんですが。後遺症のそういう障害が、1つのそういう問題になってくるという場合だったら、済生会に行ったら済生会にも手落ちがあるというように、私は、ぱっと今、思っただけのことですね。けども、骨折だけで134万で町がその3分の1を負担をするということで、そんなに払ういうんかね。私、ちょっと金額が大き過ぎてなかなか理解しにくいんですが、まず病院というか通院した、入院もそうでしょうけども、そこら辺の経過をもう少し詳しく説明してもらえますか。何日入院して何日通院をしたというような、そういう経過を求めます。

○副議長（宮坂）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、入院の状況でございますけれども、お手元にお配りしております資料1の概要の中で、表の一番下になろうかと思いますが、治療の状況といたしまして、まず入院でございますが、平成14年10月の8日から平成14年10月の21日までの14日間。それから、通院につきましては平成14年の11月から平成15年の3月までの間におきまして18日間でございます。

以上でございます。

○副議長（宮坂）佐中さん。

○15番（佐中）これから考えたら、14日と18日、短期間で完全に治癒したという、今の後遺症がない場合、治癒したという判断ができるんですね。ただ、後遺症が出るおそれがあるという判断のもとでそういう判決が出て、それに従うという問題が生じてきているのかどうか、ようわかりませんが。それを1つ答えてもらいたい。

それから、もう一つは、今、町長がこうして議会に出されますね、これで報告をして。しかし、町が裁判の判決を受けて不満がある場合に、これを上告をするという場合が出てくる。その判断を町長がそこで判断をされるんですが、町長の判断が適切かどうかというのを議会でやっぱり判断せにゃいかんという、その場はどこで設定をされてどうなのか。あるいは法的に判決が出たんだから、町がそれに、屈服と言うたらおかしい、

判決に従うということになれば、そういう町長が進もうか引こうかという判断を議会に判断してもらおうという方法はとれないものかどうか。それをお尋ねします。

○副議長（宮坂）総務部長。

○総務部長（園山）まず、最初の賠償金の件でございますけれども、その逸失利益、後遺障害につきましては全然認めておりませんで、最初原告が請求をしてきました後遺障害慰謝料これ100万、それと逸失利益263万これを控訴審で請求しておりますけど、これは全部認めておりません。今の認めたものは、入通院に対しての慰謝料は100万円を下らないだろうというものと、それと入院雑費が1日1,500円の14日、2万1,000円、それと入院付添費、これはお母さんの分ですけども7,000円の14日の9万8,000円、それと通院の付添費が1日4,000円の18日の7万2,000円、それから入院治療費、これが学校安全会等で補てんされたものを除いて2万9,471円、それとあと向こうの弁護士の費用の12万2,047円、計134万2,518円という内訳でございます。これにいわゆる遅延の利息がついた額ということであります。

それと、控訴を断念するについて議会の議決をということでございますけど、これは、それを受け入れる場合には議決の要件はございません。逆に、控訴をするということになりますと、そういうことが生じることになります。ですから、どういう理由で上告をしないかということでございますけども、その穴について、1審の方では社会通念上危険であるとは必ずしも言えないという判断でございましたけれども、2審の方では「保育所の保育指針に従えば、事故防止は保育の大きな目標であることを認識する必要がある」という一文がございます。これを裁判所の方がとらえられまして、ここのことでもって設置管理に瑕疵があったと認めざるを得ないという判決なもんですから、これをなされますと非常に覆すのは難しいであろうという、事例それから弁護士の判断でございます。それと、これはほかの話ではあるんですが、その費用については本町が入っております総合賠償保険の方で補てんされるということも考え合わせまして、これ以上訴訟を長引かす利益はないだろうということで判断したものです。

○副議長（宮坂）桑原さん。

○6番（桑原）2点ばかりお願いします。第1点は、過去においてこのような裁判例があったのかどうか。そしてあれば、それはどのような内容で判決はどうであったのか、それが第1点。それから第2点は、この資料1の18年の11月30日に裁判官より和解勧告があったわけですね。それから、18年の12月15日、これが不調に終わってるわけです。そ

の不調に終わった、そのときの状況というんですか、条件とか要求があまりにも乖離したように思われるんですけど、その辺の状況を2点としてお尋ねいたします。

○副議長（宮坂）福祉課長。

○福祉課長（窪地）過去の同様の事例といいますか、昭和63年におきまして、これは中学校の新体操部における部活中の事故について訴えの提起がございました。これにつきましては、争点はやはり後遺障害と部活中の因果関係、それから部活中の教師の立ち会い義務が争点になったようでございますけれども、1審におきましては原告の請求が棄却されて町側に過失はないという判断ではございましたが、平成3年8月に控訴されまして、控訴の方では和解による案がまとまったということで和解ということで議会の方に報告をさせていただいておろうかと思えます。

それから、これまでの審理経過の中で和解勧告がそれぞれ1審、2審ともなされましたけれども、相手方の方では100万円を下る額での和解はできないと、町側におきましては見舞い金程度で和解したいという意向で臨みましたが、いずれもそういう形で、100万円以下では和解できないという相手方の意向であることから、和解が成立しなかったものでございます。

○副議長（宮坂）西山さん。

○9番（西山）9番、西山です。資料の数点、質問いたします。まずは資料の3ページなんですけども、今回、訴訟を起こされた方の請求額が変更になっていってるんです。1回、2回はそれほどの変更額、家裁・地方裁判所の場合はあまり変更額は大きくないんですけど、そこで棄却されますと、高等裁判所に起こされたときは請求額が倍近くになっているんです。この請求額を倍近くにされた理由が1点です。

2点目は、訴訟費用は全額で幾らであったのか。

3点目は、海田町がお願いした弁護士費用は、幾らかかったのか。この訴訟金額全額と海田町が雇った弁護士の費用も全額、その損害賠償、あちらから支払われるのかどうか。以上。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）訴訟が2審の方で大きく変わったのは、本年の1月30日付で後遺障害による逸失利益を原告の方が加算してまいりましたので、そのために大きく額が上がっております。それと、弁護士費用につきましては1審、2審を含めまして45万5,000円でございます。それを加えまして、今回の裁判に係る経費は総額253万554円でございます。

弁護士の費用につきましても、この保険の方から補てんされます。

○副議長（宮坂）西山さん。

○9番（西山）先ほどの請求額を変更してこられているわけですが、初めから後遺障害の金額も入ってたんではないのでしょうか。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）初めは後遺障害慰謝料として100万円というのが入っておりました。それに加えて後遺障害による逸失利益ということで、263万9,074円という額を加算されてこられました。

○副議長（宮坂）ほかに質疑はございませんか。岡田さん。

○3番（岡田）3番、岡田です。こういう判決を受けて、今度、保育所の保育士さんですよ、そういう方はいろいろな保育を預かるのに大変だと思うんですけども、こういうふうな事件を含めてそういう対応というんですか、保育士さんに対する、どういうふうにするのでしょうか。

○副議長（宮坂）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、事故を踏まえて再発防止を当然行うとともに、日常の安全点検を密にするように指示したところでございます。

○副議長（宮坂）ほかに。岡田さん。

○3番（岡田）先ほど、運動会で使った穴を、今度はほかのところで体験をするために利用したんだというふうなことで、それが原因で事故になったというふうな説明だったんですけども。ということは、やはり、なかなか難しいと思うんですけどもね。そういうふうな、例えば今までのような格好で、運動会なんかにご利用した穴を掘って利用したところをまた埋めてしまうのか、それともやはりそういうふうなのは自然体験ということで利用されるのかというふうな、こういう事件があったら保育士さんも物すごくナーバスになるというんか、当然、そうなってこられるんですけどね。その辺のところというのがわかりにくいんですけどね、本当にどういう指導をされるのか。

○副議長（宮坂）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、今回の争点になりましたのは園庭ですから、通常、平たい状況の中で子どもたちが遊ぶ状況をつくる必要があることが、まず1点ございます。で、当時もそうですけれども、土に親しむ自然に親しむ中で、部分的に土をいじってだんごをつくったりとかいうことはあろうかと思えますけれども、要するにグラウンド全体が通

常に有すべき平らで安全な状況にあるかどうかの問題ですので、そこら辺は保育に支障がない形の中で安全性を確保してまいりたいと。遊びの場におきましては、その都度必要に応じた形で土いじりなんかをさせたりすることで、通常の状態を保ちながら保育をしていくというふうに指示をしております。

○副議長（宮坂）ほかに。三宅さん。

○2番（三宅）2番、三宅です。争点が、結局、最後のところ、園の方は穴は土に親しむためのものでほかの遊具と比較しても危険は高くないと、園児の注意力でも十分回避できたという園の方の主張と、裁判長は子どもが無心で遊ぶうちに足をとられるなどして転倒する危険は十分にあるということで。1つはお金のこともあろうかと思えますけれども、現場で起こった事象に対しての現場の認識、ここがやはり。園の方は町の方は注意力で十分回避できたという主張で、裁判長は危険は十分あったと、原告の方もそうだと思うので。最後まで、ここがやはり、町の方はずっと回避できたというぐあいに、最後の控訴審が終わるまでそういう主張だったのか、そこをちょっとお尋ねしておきます。

○副議長（宮坂）総務部長。

○総務部長（園山）最初の争点は、その穴について埋め戻さなかったことに職員の過失があるという争点でございましたけども、2審の方では保育所の庭に穴があったこと自体が既に保育指針に照らせば瑕疵である、設置管理の瑕疵であるというふうに争点が変わっております。ですから、そこをとらえますと、もう、職員、個の問題ではなくて施設の問題になりますんで、そういう判断を受け入れたということでございます。

○副議長（宮坂）三宅さん。

○2番（三宅）それで、現場を、幸保育所にも行ってきたんですけども、このときの状況というのは、3つ穴があるわけですね。それで、落ちた穴は直径約50センチ深さが15センチで、この図面を見まして一番小さい穴、それであと右上に一番大きな穴があって左上にもう少し小さ目の穴があって、3つもあって。運動会が9月の28日に終わって、10月の8日までに約10日間、遊びとかいろいろしてますけども、保育士の先生方とかおられるわけですけども、穴自体に、事故が発生するまでに、危ないとか危険の予知とかそういう思いは現場の方であったのかないのか、その辺も聞いてみたいのですが。

○副議長（宮坂）福祉課長。

○福祉課長（窪地）穴に落ちてけがをするという認識がなかったもので、これを埋め戻さな

かったものでございます。

○副議長（宮坂）三宅さん。

○2番（三宅）それで、けがのぐあいからいって、治って、子どもさんのあれから見たらそういう大きな、今はもう元気で歩いていってらっしゃる、小学校の4年生ということなんですけども。その1つは町の方の対応ですね、私も調停とかいうことをやったことがあるんですけども、初期の段階の対応、非常に不人情だとか不親切だとかいうことがあって、よく後々大きなことになることもあるんで。初期とかいわゆる次の年の3月までの対応、15年3月までの間にて18日間ということで、その辺の初期の対応はどうだったのか、そここのところを最後に聞いておきたいと思います。

○副議長（宮坂）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、事故後の対応でございますけれども、入院期間中につきましては、毎日、所長、それから担当保育士、福祉課長等々がお見舞いに行っております。それから、退院後につきましても車いすでの生活となりますので、当然、遊びであるとか食事であるとかトイレそれから移動について専任の保育士を配置し、特別な配慮を講じてまいりましたけれども、そこらあたりの特別な保育を行ったということが原告の方にご理解いただけなかったのが、誠に残念だというふうに考えています。

○副議長（宮坂）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第6、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部改正につきましましては、地方税法などの一部改正されたことに伴い、課税事務上必要があることから、本年3月30日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましましては担当者から説明をさせます。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉） それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によって報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は別紙「専決処分書」のとおりでございます。専決処分年月日は平成19年3月30日でございます。

4ページをお開きください。「専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成19年3月30日、海田町長、山岡寛次」。

条例の改正内容を資料3の「海田町税条例の一部を改正する条例の要旨」によって説明させていただきます。資料3をお願いいたします。 それでは、海田町税条例の一部を改正する条例の要旨を順に説明をさせていただきます。

まず、(1)町民税関係の改正から説明いたします。第23条でございますが、この条項は町民税の納税義務者等を規定したものでございます。今回の改正では、信託法の一部改正に伴い、法人課税信託引受個人を町民税の納税義務者に追加するものでございます。またこれに伴う文言整理を行うものでございます。

次に、第31条第2項の規定ですが、文言整理を行うものでございます。

附則17条の2につきましては、条文中引用しております租税特別措置法の一部改正が行われたことに伴い、条項を整理するものでございます。

次に、附則第19条の2の特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例ですが、証券取引法等の一部改正に伴い、引用法令名を「証券取引法」から「金融商品取引法」に改めるものでございます。

次に、附則第19条の3の規定ですが、この規定は上場株式等の譲渡益や配当に係る軽減税率の取り扱いで、平成20年度末に期限が到来いたします。今回の改正では株式市場などへの影響が広範に及ぶことが考えられ、特例期間を平成20年度から平成21年度まで1年間延長するものでございます。

2ページをお願いします。附則の20条の第7項の規定ですが、将来の我が国の経済を支えるベンチャー企業の育成を支援するため、こうした企業への投資活動が掘り起こされるよう、いわゆる「エンジェル税制」が講じられているものです。この税制につきま

しては、経済活性化のための起爆剂的な役割を期待しより活発な適用を促すべく、特例期間を現行より2年間延長して平成20年度までとするものでございます。

次に、附則第20条の4、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でございますが、この特例期間を平成19年度から平成20年度までに1年間延長するものでございます。

次に、附則第20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、租税条約の規定に基づき、条約相手国の国内居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その保険料の一定額を限度として、その年の総所得金額等から控除する制度を創設するものでございます。

次に、(2)のたばこ税関係の改正について説明いたします。第95条、たばこ税の税率の規定ですが、現行の税率は附則による運用を行っておりますが、これを恒久化するため本則を改正するものでございます。また、附則の第16条の2、たばこ税の税率の特例の規定につきましては、本則化に伴い廃止するものでございます。したがって、この改正による実質的な増減収額は生じておりません。

3ページをお願いします。(3)の特別土地保有税関係の改正についてご説明申し上げます。第123条、特別土地保有税の納税義務者等の規定ですが、地方税法施行令の一部改正に伴い、引用している条項を整理するものでございます。

次に、(4)の固定資産税関係の改正について説明いたします。附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の第6項の規定ですが、現状のバリアフリー化を見ますと、高齢者、65歳以上の方を示しますが、の居住する住宅のうち高度のバリアフリー化が行われている住宅の割合は、平成15年調べで6.7%にとどまっております。また、今後も高齢化が進むことが予想され、高齢者等が安心して居住できる住宅を早期に確保していく必要があることから、今回の改正は住宅のバリアフリー改修を税制面から支援することを目的に、平成19年1月1日以前から存在する住宅のうち、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方または障害者である方が居住されているもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日の間に屋内の段差の解消など、下段に掲げる一定のバリアフリー改修工事で補助金等を除く自己負担金額が30万円以上のものの工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度に限り、当該住宅に係る固定資産税額の3分の1を減額する措置が創設されたものでございます。なお、1戸当たり100平米相当分までが限度となっております。

ます。この減額措置の適用を受けるためには、改修内容を確認できる書類を添付して、改修工事完了の日から3カ月以内に税務課に申告していただくことになっております。

4ページをお願いいたします。最後に、附則第11条の3、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の規定ですが、近年、駅構内の空きスペースに飲食、書籍、雑貨、衣料などの商業店舗を展開しておられます。こうした複合利用の鉄軌道用地について、税の公平性の観点から鉄道施設と商業施設の面積割合で案分して評価する方法に改正され、これに伴う平成19年度及び平成20年度の固定資産税の課税標準について規定されたものでございます。

なお、各条項の施行期日につきましては、各条項の下段に記しておるとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原さん。

○6番（桑原）4点ばかりお願いいたします。要するに海田町の町民税関係の改正ということで、海田町の町民にとって、どの程度の影響があるのかどうかということについてお願いをするものですが、第23条の関係で法人課税信託引受個人というふうに書いてあるわけです。これは資料2の条文のところでも書いてございましたけれども、法人税法第2条第29号の2の、これは資産の流動化に関する法律の第2条第13項を受けて特定目的信託のことを言っているわけですね。これを追加したときにどのような影響があるのかという、あまり影響がないように私は思うんですけど、それがまず第1点。

それと、2ページ目の、ここにも条文に書いてありますけれども、「エンジェル税制」。これを適用を受ける人が、海田町にはどれぐらいおられるのか。

それから、同じく2ページ目の一番下の附則第16条の2のたばこ税の税率の特例。特例税率を廃止することによって税の方はあんまり支障がないというように、今、ご説明があったんですけども、それはどういう意味なんでしょうか。で、廃止されても全然影響がないというのは、その辺を少しお願いをしたいと。

それから、3ページ目の第6項にずっと書いてありますけれども、「減額を受けようとする方は」云々と書いてあって、「翌年度分の税額を3分の1減額」と。翌年度分ということになっておるわけですね。これは、納税とか事務の手続きの関係において本年分の工事代のコストとの関係とか、そういう事務手続き的な意味はどのようになるんですか。

その翌年度の税額の3分の1というのでね、その辺の単純な事務手続き的なことをお聞かせ願います。

それと、一番最後の4ページの一番下に「税の公平性の観点から、鉄道施設と商業等施設の面積割合で按分して評価する方法」といったというんですけども、今までのやり方とどういう点で税の公平性が図られたのかどうか。

以上、お願いいたします。

○副議長（宮坂） 税務課長。

○税務課長（朝倉） まず、1ページ目でございます23条の関係の影響についてですけども、従前の信託法につきましては、個人への受託と申しますか、これが認めておられませんでした。今回、多様化する信託関係の関与と経済の活性化のために新しく設けられたものですけども、恐らく近隣のものでは該当のものはないと思います。ですから、いわゆる何々ファンドというものがよくございますけども、それを個人で引き受けられるようになった。で、それは個人であるけれども法人とみなして法人税を課せるものですよという内容となっております。どれぐらいの影響が出るかというよりも、この制度そのものが昨年度制定され、施行はまだと申しますか、まだ実質的なものは出ておりませんので、その影響額が未確定のところはありますけれども、影響は極めて少ないものと考えております。

それから、2番目の「エンジェル税制」につきまして、どれぐらいの該当がおられるかということですけども、「エンジェル税制」の特典につきましては2点ほどあります。2点と申しますのは、1点目は、利益が生じた場合にその利益を2分の1に圧縮できるという制度が1点。それから、逆にエンジェルですから、新規に事業を起こされて失敗されるケースがあります。失敗されたケースの場合は、その損失を翌年度以降3年度にわたって繰延べていけるというものですけども、個人的な投資をどれぐらいされているのかというのは町の方では把握しかねますので、どれぐらいの影響が出るかということについては定かではございません。

それから、3点目のたばこ税の今回の本則化の意味ということ、それから変わらないといった意味の内容ですけども、たばこ税制は本則では安い税率になっていますけれども、附則で高い税率になっていた。その高い税率を本則に持っていっただけの話なので、全く税率の影響はないという意味でございます。

それから、4点目のバリアフリーの関係ですけども、建築の翌年度分の固定資産税に

ついて1年に限り適用されるという意味と、その手続きでございますけれども。例えば平成19年の4月1日以降に改修をされます。で、ご案内のとおり、固定資産税については、例えば19年の1月1日についてはその適用はないわけですから、平成20年の1月1日のときにその状態を確認しますので、結果的に翌年度の固定資産税に影響しますので、翌年度分の固定資産税について減免の手続きを行えるというものでございます。

それから、5点目の鉄軌道の公平性の話でございますけれども、鉄軌道用地の固定資産税につきましては、従来のいわゆる非住宅用地と違いまして近隣の路線価の3分の1課税、ですから3分の2は減免をされているわけですが、3分の1課税になっている。で、当町の場合はありませんけれども、例えば、よく言われる駅ビルというふうに、線路の上にかなりのビルを建てられて商業施設がつけられた場合、本来の目的に供された場合には当然3分の1課税になっても適正ですけども、商業用に使われていた場合に3分の1課税にすることが適当であるかどうか。つまり、ほとんどの敷地の立体的利用の中で商業利用の方が比率が高い場合には、当然それは宅地並み課税をすべきではないかという意味での公平でございます。したがって、そういった場合には全体割合を案分をし、それをいわゆる鉄軌道用地の評価の3分の1にするか、あるいは宅地並み課税をするかという考え方に基いて、本来は評価替えの年、基準年であります3で割れる年ですから、平成18年、平成21年にこういった特例措置を設けるのが筋ではありますけれども、そういった公平性にかんがみて、年度途中である19年度、20年度の課税標準、評価ですけども、についてはそういった扱いをしますよというものが創設されたという意味でございます。

○議長（原田）桑原さん。

○6番（桑原）1点だけ、3ページの翌年度の税制を3分の1減額にするという、これコスト、例えば、今、おっしゃったように、19年度にその改修工事なんかのコストとの関係はどのように、何て言うのかな、来年度の税制にはね返ってくるものかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）恐らく、ほとんど影響がないと思われまして。といいますのも、昨年設置されました耐震構造の改修をやった場合に、2分の1減免という話がありました。それも全く現段階で出ておりませんし、実は、例を挙げますと、家屋に係る固定資産税が6万円とします。それが3分の1引かれますので、6万円であるべき固定資産税が4万

円になるわけです。で、投資した費用というのが30万以上でなおかつ福祉関係の補助と  
いいますか、があった場合に、あまりにも影響額が少ないので、ほとんど影響がないと  
いうふうに理解しております。

○副議長（宮坂）ほかに質疑ございませんか。三宅さん。

○2番（三宅）2番、三宅です。それで、3ページの固定資産税の関係の改正のところ  
下のところで「補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの」、例えば40万で手すりの取  
付けをしたということで、例えば介護保険から20万補助が出たら、あと20万が自己負担  
になりますから、30万円以上のものということですから、これは対象外と、そういう計算  
になりますでしょうか。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）お見込みのとおりでございます。

○副議長（宮坂）ほかに質疑ございませんか。三宅さん。

○2番（三宅）最後のところの第11条の3で、駅の中のコンコースとか広島駅とか激しく、  
昨今、店が出ております。ですが、海田町の場合、実際に駅の構内とかいうことで販売  
が行われて展開して、これがすぐ影響があるのかどうか、町内の実態はいかがでござい  
ましょうか。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）先ほども申し上げましたように、海田町では該当がございません。

○副議長（宮坂）前田さん。

○13番（前田）13番、前田です。この1ページ附則第17条の2、優良宅地の譲渡所得税  
のことについて書いてあるんですが、特例ができたということだけで、詳しく内容を説  
明してもらいたいんですが。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）できたのではなくて、今まであった軽減税率が延びた。日切れになり  
ます……。

（発言する者あり）

○税務課長（朝倉）2,000万円までのものについて税率が安くなる制度でございまして、本  
来2.4%いただける、一般的なものであれば2.4%の税率がかかるところが、2,000万円ま  
でについて1.6%の低い税率になるという内容のものでございます。

○副議長（宮坂）前田さん。

○13番（前田）いわゆる一般的にいう町税、県税分と町税分とがあるんじゃないかと思うんですが、6%というふうに一般に認識しとったものが2.4であって、さらに優良宅地については1.6にすると、こういうことですか。ちょっとその辺の説明を。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）おっしゃるとおりでございます。

○副議長（宮坂）前田さん、ないですね。岡田さん。

○3番（岡田）聞いているようですけど、2ページの附則第20条の5、これは条約締結国というのはそんなにないと思うんですけども、今、現在。5カ国かそこらぐらいだと思うんですけども。これは例えば、今、日本に外国人の方、この海田町でもかなりおられますよね。その中でこの条約締結国になっておる国の方が保険料を払ったら、社会保険ですよ、それは締結国であったらば所得税から控除されるということは、所得税そのものが減ると思うんです。その辺の影響というんですか、どういうふうになるんですか。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）恐らくほとんどないのではないかと思います。実は、一定額といいますのは、今、まさにご質問の中にありましたように、今回の条例改正の基礎となったといいますかもととなったのは、本年の1月にフランスと新条約、租税条約が改定されました。そのときに、国内法で自国の健康保険に加入しなければならないというような義務的な社会保険の関係の場合に適用されるもので、従前の改正前のものについては国内の保険に払われた場合に初めて控除がきくものでしたけども。事例の話で申し上げますと、例えばフランスに、義務的に払うわけですから、フランスに保険料を払う。ですから、国内で払ってない場合は今までは適用がなかった。ですから、日本で保険を払ったわけではなくてフランスに保険を払った。それを向こうの資料を整えて持ってこられた場合には、社会保険から控除できますよという制度ですから、ほとんど影響がないだろうと。租税条約に加入されている国々は五十数カ国に及ぶのではないかと、情報ですけども、それぐらいの情報しか持ち合わせておりませんが、あまり影響はないものと考えております。

○副議長（宮坂）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第1号について採決を行います。お諮りします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第7、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分した事件の承認について。海田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、税法の一部改正されたことに伴い、課税事務上の必要があることから、本年3月30日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）それでは、承認第2号、専決処分した事件の承認について説明いたします。

議案書8ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって報告し、町議会の承認を求めらるものでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成19年3月30日でございます。

議案書9ページをお願いいたします。「専決処分書。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成19年3月30日、海田町長、山岡寛次」。

条例の改正内容を資料4の海田町国民健康保険税条例新旧対照表によって説明させていただきます。資料4をお願いいたします。今回の改正内容の概要ですが、医療分に係る基礎課税限度額の見直しで、平成9年以来10年ぶりの改正となるものでございます。背景としましては基礎課税額を超える対象者である、いわゆるたまりの割合が大きくなったことなどへの対応をするため見直されたものでございます。

次に、改正条例の内容について説明いたします。第2条の条文は課税額に関する規定

で、第2項中のただし書きに規定している基礎課税限度額に3万円を上乗せし、53万円から56万円に改正するものでございます。また、第13条の条文は海田町で国民健康保険税の減免に関する規定ですが、規定の減額後においても課税額が基礎課税限度額を超える場合には56万円とするものでございます。なお、施行期日につきましては平成19年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中さん。

○15番（佐中）15番、佐中です。3万円を上限に上乗せをするということでありましてけれども、海田町で約6,500の国保に加入されておられますが、何世帯ぐらいありますかお尋ねします。

○副議長（宮坂）税務課長。

○税務課長（朝倉）今回の影響を受ける世帯は182世帯でございます。

○副議長（宮坂）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第8、発議第5号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。閉会中の継続調査事件につきまして、提案説明をいたします。

議員各位におかれましては、ご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし会期中に限って議会活動を営むものでございます。閉会中においては、地方自治法第109条第

6項、これは常任委員会でございますが、及び第109条の2第4項議会運営委員会の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ、議会の閉会中もなお調査を行うことができるものとされております。

本案は、平成19年度における各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査については、複雑化専門化する行政に対応しようとするもので、お手元に配付された別表のとおりそれぞれの所管事務調査を行い、議員の資質の向上を図るものでございます。

以上で提案説明を終わります。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第5号について採決を行います。お諮りします。

発議第5号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮坂）異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決めます。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成19年第2回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。

午前11時25分 閉会